

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則案について

教育政策課

1 改正の理由

長野県立武道館の設置、長野県附属機関条例の制定、会計年度任用職員制度の実施及び高校再編推進室の設置等に伴う所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 長野県立武道館条例に基づき、教育機関として長野県立武道館を設置するため、以下のとおり改める。
 - ア スポーツ課がつかさどる事務に武道館に関することを追加
 - イ 「第3章 教育機関」に武道館を追加し、業務と位置を規定
- (2) 長野県附属機関条例の制定に当たり、長野県銃砲刀剣類登録審査委員及び長野県指導力不足等教員判定委員会を附属機関とするほか、長野県生涯学習審議会及びスポーツ推進審議会の設置根拠を附属機関条例に改める。
- (3) 会計年度任用の職を置くことができるように規定する。
- (4) 当面の間、県立高校の再編に関する事務をつかさどらせるため、高校教育課に高校再編推進室を付置する。

3 施行期日

公布の日

ただし、2(2)～(4)については、令和2年4月1日施行

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年3月 日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第 号

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則

第1条 長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則（昭和53年長野県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「第10節 山岳総合センター（第36条・第37条）」を

「
第10節 山岳総合センター（第36条・第37条） に、「第38条」を「第40条」に、「第39条—第41条」
第11節 武道館（第38条・第39条）
」

を「第41条—第43条」に、「第42条・第43条」を「第44条・第45条」に改める。

第4条中第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 指導力不足等教員判定委員会の庶務に関すること。

第10条第15号中「及び文化財保護審議会」を「、文化財保護審議会及び銃砲刀剣類登録審査委員」に改める。

第12条第5号中「及び県営運動場」を「、県営運動場及び県立武道館」に改める。

第18条に次の1号を加える。

(9) 長野県立武道館条例（令和元年長野県条例第7号）による長野県立武道館
第43条を第45条とし、第42条を第44条とする。

第5章中第41条を第43条とし、第40条を第42条とし、第39条を第41条とする。

第4章中第38条を第40条とする。

第3章に次の1節を加える。

第11節 武道館

（業務）

第38条 長野県立武道館は、長野県立武道館条例に規定するところにより、武道その他のスポーツの振興を図ることを業務とするところである。

（位置）

第39条 長野県立武道館の位置は、長野県立武道館条例に規定するところにより、佐久市である。

附則第2項中「当分の間」の次に「、第42回北信越国民体育大会」を加え、同項を附則第3項とし、附則第1項の次に次の1項を加える。

（高校再編推進室）

2 高校教育課に、当分の間、高等学校の再編に関する事務をつかさどらせるため、高校再編推進室を付置する。

別表第6中「（第38条関係）」を「（第40条関係）」に改め、同表の1の学校運営協議会の項中「第47条の6」を「第47条の5」に改め、同1に次のように加える。

長野県銃砲刀剣類登録審査委員	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 14 条第 3 項の規定による火縄式銃砲等の古式銃砲及び刀剣類の鑑定に関する事。	文化財・生涯学習課
----------------	---	-----------

別表第 6 の 2 の長野県産業教育審議会の項の前に次のように加える。

長野県指導力不足等教員判定委員会	長野県附属機関条例（令和 2 年長野県条例第 3 号）第 2 条第 1 項の規定による教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 25 条第 1 項及び第 4 項の認定その他指導が不適切である教員に係る認定に関する事項の審議に関する事。	教育政策課
------------------	--	-------

別表第 6 の 2 の長野県生涯学習審議会の項中「長野県生涯学習審議会条例（平成 3 年長野県条例第 7 号）第 1 条」を「長野県附属機関条例第 2 条第 1 項」に改め、「及びこれらに関する教育委員会又は知事への建議」を削り、同 2 の長野県スポーツ推進審議会の項中「長野県スポーツ推進審議会条例（昭和 37 年長野県条例第 21 号）第 1 条」を「長野県附属機関条例第 2 条第 1 項」に改める。

別表第 7 及び別表第 8 中「(第 39 条関係)」を「(第 41 条関係)」に改める。

第 2 条 長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を次のように改正する。

第 41 条に次の 1 項を加える。

- 前各項に規定するもののほか、事務局及び教育機関に、別に定めるところにより、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用の職を置くことがある。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則第 4 条及び第 10 条第 15 号の改正規定、附則第 2 項の改正規定、同項を附則第 3 項とし、附則第 1 項の次に 1 項を加える改正規定並びに別表第 6 の改正規定（「(第 38 条関係)」を「(第 40 条関係)」に改める部分を除く。）並びに第 2 条の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

新旧対照表

○長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則（第1条関係）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 事務局</p> <p> 第1節 本庁（第2条—第12条）</p> <p> 第2節 現地機関</p> <p> 第1款 通則（第13条）</p> <p> 第2款 教育事務所（第14条—第17条）</p> <p> 第3款 体育センター（第17条の2・第17条の3）</p> <p>第3章 教育機関</p> <p> 第1節 通則（第18条）</p> <p> 第2節 総合教育センター（第19条—第21条）</p> <p> 第3節 生涯学習推進センター（第22条—第24条）</p> <p> 第4節 図書館（第25条—第27条）</p> <p> 第5節 削除</p> <p> 第6節 少年自然の家（第30条・第31条）</p> <p> 第7節 美術館（第32条・第33条）</p> <p> 第8節 歴史館（第33条の2—第33条の4）</p> <p> 第9節 運動場（第34条・第35条）</p> <p> 第10節 山岳総合センター（第36条・第37条）</p> <p> 第11節 <u>武道館（第38条・第39条）</u></p> <p>第4章 附属機関（<u>第40条</u>）</p> <p>第5章 職及び職務（<u>第41条—第43条</u>）</p> <p>第6章 補則（<u>第44条・第45条</u>）</p> <p>（省略）</p> <p>（教育政策課）</p> <p>第4条 教育政策課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（1） 公印の管守に関すること。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 事務局</p> <p> 第1節 本庁（第2条—第12条）</p> <p> 第2節 現地機関</p> <p> 第1款 通則（第13条）</p> <p> 第2款 教育事務所（第14条—第17条）</p> <p> 第3款 体育センター（第17条の2・第17条の3）</p> <p>第3章 教育機関</p> <p> 第1節 通則（第18条）</p> <p> 第2節 総合教育センター（第19条—第21条）</p> <p> 第3節 生涯学習推進センター（第22条—第24条）</p> <p> 第4節 図書館（第25条—第27条）</p> <p> 第5節 削除</p> <p> 第6節 少年自然の家（第30条・第31条）</p> <p> 第7節 美術館（第32条・第33条）</p> <p> 第8節 歴史館（第33条の2—第33条の4）</p> <p> 第9節 運動場（第34条・第35条）</p> <p> 第10節 山岳総合センター（第36条・第37条）</p> <p> <u>（新設）</u></p> <p>第4章 附属機関 <u>（第38条）</u></p> <p>第5章 職及び職務 <u>（第39条—第41条）</u></p> <p>第6章 補則 <u>（第42条・第43条）</u></p> <p>（省略）</p> <p>（教育政策課）</p> <p>第4条 教育政策課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（1） 公印の管守に関すること。</p>

改正案	現行
<p>(2) 教育委員会の会議及び庶務に関すること。</p> <p>(3) 教育委員会の予算の編成及び執行に関すること。</p> <p>(4) 教育行政に関する基本的事項の企画及び調整に関すること。</p> <p>(5) 市町村(市町村の組合を含む。以下同じ。)の教育委員会の組織及び運営の一般的事項についての指導及び助言に関すること。</p> <p>(6) 事務局及び教育機関(以下「事務局等」という。)の組織及び職務権限に関すること。</p> <p>(7) 事務局等の職員の定数、任免、分限、懲戒、服務、研修、人事評価及び給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。</p> <p>(8) 事務局等の職員の相談に関すること。</p> <p>(9) 教育関係の叙位、叙勲、ほう賞及び表彰に関すること。</p> <p>(10) 令達文及び公示文案の審査に関すること。</p> <p>(11) 教育に係る調査及び統計に関すること。</p> <p>(12) 教育委員会の広報及び教育行政に関する相談に関すること。</p> <p>(13) 教育改革の推進に関すること。</p> <p>(14) 教育に関する法人に関すること。</p> <p>(15) 教育事務所に関すること。</p> <p>(16) 事務局内の連絡調整に関すること。</p> <p><u>(17) 指導力不足等教員判定委員会の庶務に関すること。</u></p> <p><u>(18) 他課の所管に属さないこと。</u></p> <p>(省略)</p> <p>(文化財・生涯学習課)</p>	<p>(2) 教育委員会の会議及び庶務に関すること。</p> <p>(3) 教育委員会の予算の編成及び執行に関すること。</p> <p>(4) 教育行政に関する基本的事項の企画及び調整に関すること。</p> <p>(5) 市町村(市町村の組合を含む。以下同じ。)の教育委員会の組織及び運営の一般的事項についての指導及び助言に関すること。</p> <p>(6) 事務局及び教育機関(以下「事務局等」という。)の組織及び職務権限に関すること。</p> <p>(7) 事務局等の職員の定数、任免、分限、懲戒、服務、研修、人事評価及び給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。</p> <p>(8) 事務局等の職員の相談に関すること。</p> <p><u>(9) 教育関係の叙位、叙勲、ほう賞及び表彰に関すること。</u></p> <p><u>(10) 令達文及び公示文案の審査に関すること。</u></p> <p><u>(11) 教育に係る調査及び統計に関すること。</u></p> <p><u>(12) 教育委員会の広報及び教育行政に関する相談に関すること。</u></p> <p><u>(13) 教育改革の推進に関すること。</u></p> <p><u>(14) 教育に関する法人に関すること。</u></p> <p><u>(15) 教育事務所に関すること。</u></p> <p><u>(16) 事務局内の連絡調整に関すること。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(17) 他課の所管に属さないこと。</u></p> <p>(省略)</p> <p>(文化財・生涯学習課)</p>
<p>第10条 文化財・生涯学習課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 生涯学習の振興に関する企画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 市町村の社会教育事業の振興に関すること。</p> <p>(3) 青少年教育及び成人教育(スポーツ課の所掌事務に属するものを除く。)に関すること。</p> <p>(4) 家庭教育に関すること。</p> <p>(5) 公民館、図書館、博物館その他社会教育に関する施設に関すること。</p> <p>(6) 視聴覚教育に関すること。</p> <p>(7) 社会教育関係職員の研修に関すること。</p>	<p>第10条 文化財・生涯学習課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 生涯学習の振興に関する企画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 市町村の社会教育事業の振興に関すること。</p> <p>(3) 青少年教育及び成人教育(スポーツ課の所掌事務に属するものを除く。)に関すること。</p> <p>(4) 家庭教育に関すること。</p> <p>(5) 公民館、図書館、博物館その他社会教育に関する施設に関すること。</p> <p>(6) 視聴覚教育に関すること。</p> <p>(7) 社会教育関係職員の研修に関すること。</p>

改正案	現 行
<p>(8) 社会教育主事の資格認定に関すること。 (9) 社会通信教育に関すること。 (10) 文化財に関すること。 (11) 銃砲刀剣類の登録及び刀剣類の製作の承認に関すること。 (12) 芸術及び文化に関すること。 (13) ユネスコ活動に関すること。 (14) 生涯学習推進センター、県立図書館、少年自然の家及び県立歴史館に関すること。 (15) 生涯学習推進本部、社会教育委員、生涯学習審議会、<u>文化財保護審議会及び銃砲刀剣類登録審査委員</u>の庶務に関すること。</p> <p>第12条 スポーツ課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1) スポーツ（社会体育を含む。第17条第4項第3号において同じ。）に関すること。 (2) 学校教育に関する専門的事項のうち体育（教科における保健を含む。）に関すること。 (3) 体力づくり国民運動に関すること。 (4) 体育施設に関すること。 (5) 体育センター、<u>県営運動場及び県立武道館</u>に関すること。 (6) スポーツ推進審議会の庶務に関すること。</p> <p>第1節 通則 （教育機関の設置）</p> <p>第18条 条例に規定するところにより、次の各号に掲げる教育機関を置く。 （省略） (9) <u>長野県立武道館条例（令和元年長野県条例第7号）による長野県立武道館</u> （省略） 第2節～第10節 第11節 <u>武道館</u> （業務）</p> <p><u>第38条 長野県立武道館は、長野県立武道館条例に規定するところにより、武道その他のスポーツの振興を図ることを業務とするところである。</u></p>	<p>(8) 社会教育主事の資格認定に関すること。 (9) 社会通信教育に関すること。 (10) 文化財に関すること。 (11) 銃砲刀剣類の登録及び刀剣類の製作の承認に関すること。 (12) 芸術及び文化に関すること。 (13) ユネスコ活動に関すること。 (14) 生涯学習推進センター、県立図書館、少年自然の家及び県立歴史館に関すること。 (15) 生涯学習推進本部、社会教育委員、生涯学習審議会及び<u>文化財保護審議会</u>の庶務に関すること。</p> <p>第12条 スポーツ課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1) スポーツ（社会体育を含む。第17条第4項第3号において同じ。）に関すること。 (2) 学校教育に関する専門的事項のうち体育（教科における保健を含む。）に関すること。 (3) 体力づくり国民運動に関すること。 (4) 体育施設に関すること。 (5) 体育センター<u>及び県営運動場</u>に関すること。 (6) スポーツ推進審議会の庶務に関すること。</p> <p>第1節 通則 （教育機関の設置）</p> <p>第18条 条例に規定するところにより、次の各号に掲げる教育機関を置く。 （省略） <u>（新設）</u> （省略） 第2節～第10節 <u>（新設）</u> （新設）</p>

改正案	現行
<p><u>(位置)</u> <u>第39条</u> 長野県立武道館の位置は、長野県立武道館条例に規定するところにより、佐久市である。 (省略) 第4章 附属機関 (附属機関) <u>第40条</u> 法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより設置された附属機関の名称及び担任する事務並びに当該附属機関の庶務を行う課は、別表第6のとおりとする。 第5章 職及び職務 (職及び職務) <u>第41条</u> 事務局に教育次長を置き、教育長の命を受けて局務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 2 前項に規定するもののほか、事務局に教育参事を置き、局の重要事項を統括掌理する。 3 前2項に規定するもののほか、事務局の別表第7の左欄に掲げる課及び所に同表の中欄に掲げる職を置き、上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。 4 別表第8の左欄に掲げる教育機関に同表の中欄に掲げる職を置き、上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。</p> <p>(参事、副参事、局付、課付及び所付) <u>第42条</u> 教育長の特命に関する事務を行わせるため、参事及び副参事を置くことがある。 (省略) (職に充てる職員) <u>第43条</u> 前2条に規定する職は、事務職員、技術職員又は公立学校職員をもつて充てる。 第6章 補則 (現地機関及び教育機関の係の設置) <u>第44条</u> この規則に規定するもののほか、現地機関若しくは教育機関又はその分掌組織に、その事務を分掌させるため、係を置くことができるものとし、その設置及び分掌事務の範囲は、当該機関の長があらかじめ教育委員会の承</p>	<p><u>(新設)</u> (省略) 第4章 附属機関 (附属機関) <u>第38条</u> 法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより設置された附属機関の名称及び担任する事務並びに当該附属機関の庶務を行う課は、別表第6のとおりとする。 第5章 職及び職務 (職及び職務) <u>第39条</u> 事務局に教育次長を置き、教育長の命を受けて局務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 2 前項に規定するもののほか、事務局に教育参事を置き、局の重要事項を統括掌理する。 3 前2項に規定するもののほか、事務局の別表第7の左欄に掲げる課及び所に同表の中欄に掲げる職を置き、上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。 4 別表第8の左欄に掲げる教育機関に同表の中欄に掲げる職を置き、上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。</p> <p>(参事、副参事、局付、課付及び所付) <u>第40条</u> 教育長の特命に関する事務を行わせるため、参事及び副参事を置くことがある。 (省略) (職に充てる職員) <u>第41条</u> 前2条に規定する職は、事務職員、技術職員又は公立学校職員をもつて充てる。 第6章 補則 (現地機関及び教育機関の係の設置) <u>第42条</u> この規則に規定するもののほか、現地機関若しくは教育機関又はその分掌組織に、その事務を分掌させるため、係を置くことができるものとし、その設置及び分掌事務の範囲は、当該機関の長があらかじめ教育委員会の承</p>

改正案	現行																		
<p>認を得て定める。 (省略) (職員の定数)</p> <p>第45条 事務局の課、現地機関及び教育機関ごとに置く職員の定数は、別に定めるところによる。</p> <p>附 則</p> <p>1 (省略) (<u>高校再編推進室</u>)</p> <p>2 <u>高校教育課に、当分の間、高等学校の再編に関する事務をつかさどらせるため、高校再編推進室を付置する。</u> (国体準備室)</p> <p>3 スポーツ課に、当分の間、<u>第42回北信越国民体育大会</u>、第82回国民体育大会及び第27回全国障害者スポーツ大会の開催に関する事務をつかさどらせるため、国体準備室を付置する。</p> <p>(別表第6) (<u>第40条関係</u>)</p> <p>1 法律又はこれに基づく政令により設置された附属機関</p>	<p>認を得て定める。 (省略) (職員の定数)</p> <p>第43条 事務局の課、現地機関及び教育機関ごとに置く職員の定数は、別に定めるところによる。</p> <p>附 則</p> <p>1 (省略) (<u>新設</u>)</p> <p>(国体準備室)</p> <p>2 スポーツ課に、当分の間、第82回国民体育大会及び第27回全国障害者スポーツ大会の開催に関する事務をつかさどらせるため、国体準備室を付置する。</p> <p>(別表第6) (<u>第38条関係</u>)</p> <p>1 法律又はこれに基づく政令により設置された附属機関</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担任する事務</th> <th>庶務を行う課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校運営協議会</td> <td>法第47条の5の規定による対象学校の基本的な方針の承認並びに対象学校の運営に関する事項及び職員の任用に関して同条第7項の教育委員会規則で定める事項についての教育委員会又は校長への意見の具申に関すること。</td> <td>高校教育課</td> </tr> <tr> <td>長野県教科用図書選定審議会</td> <td>義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第11条の規定による市町村の教育委員会等の行う教科用図書の採択に関する事務について教育委員会の行う採択基準の作成等に関する重要事項及び長野県の設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事項の調査審議及びこれらに関する</td> <td>学びの改革支援課</td> </tr> </tbody> </table>	名称	担任する事務	庶務を行う課	学校運営協議会	法第47条の5の規定による対象学校の基本的な方針の承認並びに対象学校の運営に関する事項及び職員の任用に関して同条第7項の教育委員会規則で定める事項についての教育委員会又は校長への意見の具申に関すること。	高校教育課	長野県教科用図書選定審議会	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第11条の規定による市町村の教育委員会等の行う教科用図書の採択に関する事務について教育委員会の行う採択基準の作成等に関する重要事項及び長野県の設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事項の調査審議及びこれらに関する	学びの改革支援課	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担任する事務</th> <th>庶務を行う課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校運営協議会</td> <td>法第47条の6の規定による対象学校の基本的な方針の承認並びに対象学校の運営に関する事項及び職員の任用に関して同条第7項の教育委員会規則で定める事項についての教育委員会又は校長への意見の具申に関すること。</td> <td>高校教育課</td> </tr> <tr> <td>長野県教科用図書選定審議会</td> <td>義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第11条の規定による市町村の教育委員会等の行う教科用図書の採択に関する事務について教育委員会の行う採択基準の作成等に関する重要事項及び長野県の設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事項の調査審議及びこれらに関する</td> <td>学びの改革支援課</td> </tr> </tbody> </table>	名称	担任する事務	庶務を行う課	学校運営協議会	法第47条の6の規定による対象学校の基本的な方針の承認並びに対象学校の運営に関する事項及び職員の任用に関して同条第7項の教育委員会規則で定める事項についての教育委員会又は校長への意見の具申に関すること。	高校教育課	長野県教科用図書選定審議会	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第11条の規定による市町村の教育委員会等の行う教科用図書の採択に関する事務について教育委員会の行う採択基準の作成等に関する重要事項及び長野県の設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事項の調査審議及びこれらに関する	学びの改革支援課
名称	担任する事務	庶務を行う課																	
学校運営協議会	法第47条の5の規定による対象学校の基本的な方針の承認並びに対象学校の運営に関する事項及び職員の任用に関して同条第7項の教育委員会規則で定める事項についての教育委員会又は校長への意見の具申に関すること。	高校教育課																	
長野県教科用図書選定審議会	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第11条の規定による市町村の教育委員会等の行う教科用図書の採択に関する事務について教育委員会の行う採択基準の作成等に関する重要事項及び長野県の設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事項の調査審議及びこれらに関する	学びの改革支援課																	
名称	担任する事務	庶務を行う課																	
学校運営協議会	法第47条の6の規定による対象学校の基本的な方針の承認並びに対象学校の運営に関する事項及び職員の任用に関して同条第7項の教育委員会規則で定める事項についての教育委員会又は校長への意見の具申に関すること。	高校教育課																	
長野県教科用図書選定審議会	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第11条の規定による市町村の教育委員会等の行う教科用図書の採択に関する事務について教育委員会の行う採択基準の作成等に関する重要事項及び長野県の設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事項の調査審議及びこれらに関する	学びの改革支援課																	

改正案			現行		
	る教育委員会への建議に関すること。			る教育委員会への建議に関すること。	
長野県社会教育委員	社会教育法（昭和24年法律第207号）第17条の規定による社会教育に関する諸計画の立案、意見の具申及びこれらに必要な研究調査に関すること。	文化財・生涯学習課	長野県社会教育委員	社会教育法（昭和24年法律第207号）第17条の規定による社会教育に関する諸計画の立案、意見の具申及びこれらに必要な研究調査に関すること。	文化財・生涯学習課
長野県銃砲刀剣類登録審査委員	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第14条第3項の規定による火縄式銃砲等の古式銃砲及び刀剣類の鑑定に関すること。	文化財・生涯学習課	(新設)	(新設)	(新設)

2 条例により設置された附属機関

名称	担任する事務	庶務を行う課
長野県指導力不足等教員判定委員会	長野県附属機関条例（令和2年長野県条例第3号）第2条第1項の規定による教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項及び第4項の認定その他指導が不適切である教員に係る認定に関する事項の審議に関すること。	教育政策課
長野県産業教育審議会	長野県産業教育審議会条例（昭和60年長野県条例第38号）第1条及び産業教育振興法（昭和26年法律第228号）第12条の規定による同法第3条各号に掲げる事項その他産業教育に関する重要事項の調査審議及びこれらに関する教育委員会又は知事への建議に関すること。	高校教育課
県立長野図書館協議会	県立長野図書館条例第3条及び図書館法第14条の規定による県立長野図書館の運営に関する館長への答申及び図書館奉仕に関する館長への意見の具申に関すること。	文化財・生涯学習課
長野県生涯学習審議会	長野県附属機関条例第2条第1項及び生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号）第10条の規定による生涯学習に資するための	文化財・生涯学習課

2 条例により設置された附属機関

名称	担任する事務	庶務を行う課
(新設)	(新設)	(新設)
長野県産業教育審議会	長野県産業教育審議会条例（昭和60年長野県条例第38号）第1条及び産業教育振興法（昭和26年法律第228号）第12条の規定による同法第3条各号に掲げる事項その他産業教育に関する重要事項の調査審議及びこれらに関する教育委員会又は知事への建議に関すること。	高校教育課
県立長野図書館協議会	県立長野図書館条例第3条及び図書館法第14条の規定による県立長野図書館の運営に関する館長への答申及び図書館奉仕に関する館長への意見の具申に関すること。	文化財・生涯学習課
長野県生涯学習審議会	長野県生涯学習審議会条例（平成3年長野県条例第7号）第1条及び生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号）第10条の規定	文化財・生涯学習課

改正案			現行		
	施策の総合的な推進に関する重要事項の調査審議に関すること。			による生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項の調査審議及びこれらに関する教育委員会又は知事への建議に関すること。	
長野県信濃美術館協議会	長野県信濃美術館条例第4条及び博物館法（昭和26年法律第285号）第20条の規定による信濃美術館の運営に関する館長への答申及び意見の具申に関すること。	—	長野県信濃美術館協議会	長野県信濃美術館条例第4条及び博物館法（昭和26年法律第285号）第20条の規定による信濃美術館の運営に関する館長への答申及び意見の具申に関すること。	—
長野県文化財保護審議会	文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第38条及び文化財保護法（昭和25年法律第214号）第190条の規定による文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議及びこれらに関する教育委員会への建議に関すること。	文化財・生涯学習課	長野県文化財保護審議会	文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第38条及び文化財保護法（昭和25年法律第214号）第190条の規定による文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議及びこれらに関する教育委員会への建議に関すること。	文化財・生涯学習課
長野県立歴史館協議会	長野県立歴史館条例第4条及び博物館法第20条の規定による長野県立歴史館の運営に関する館長への答申及び意見の具申に関すること。	文化財・生涯学習課	長野県立歴史館協議会	長野県立歴史館条例第4条及び博物館法第20条の規定による長野県立歴史館の運営に関する館長への答申及び意見の具申に関すること。	文化財・生涯学習課
長野県スポーツ推進審議会	長野県附属機関条例第2条第1項及びスポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定による地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項の調査審議に関すること。	スポーツ課	長野県スポーツ推進審議会	長野県スポーツ推進審議会条例（昭和37年長野県条例第21号）第1条及びスポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定による地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項の調査審議に関すること。	スポーツ課
(別表第7) <u>(第41条関係)</u> 事務局に置く職及び職務 (省略)			(別表第7) <u>(第39条関係)</u> 事務局に置く職及び職務 (省略)		
(別表第8) <u>(第41条関係)</u> 教育機関に置く職及び職務 (省略)			(別表第8) <u>(第39条関係)</u> 教育機関に置く職及び職務 (省略)		

新旧対照表

○長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則（第2条関係）

改正案	現行
<p>(職及び職務)</p> <p>第41条 事務局に教育次長を置き、教育長の命を受けて局務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、事務局に教育参事を置き、局の重要事項を統括掌理する。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、事務局の別表第7の左欄に掲げる課及び所に同表の中欄に掲げる職を置き、上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。</p> <p>4 別表第8の左欄に掲げる教育機関に同表の中欄に掲げる職を置き、上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。</p> <p>5 <u>前各項に規定するもののほか、事務局及び教育機関に、別に定めるところにより、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用の職を置くことがある。</u></p>	<p>(職及び職務)</p> <p>第41条 事務局に教育次長を置き、教育長の命を受けて局務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、事務局に教育参事を置き、局の重要事項を統括掌理する。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、事務局の別表第7の左欄に掲げる課及び所に同表の中欄に掲げる職を置き、上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。</p> <p>4 別表第8の左欄に掲げる教育機関に同表の中欄に掲げる職を置き、上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。</p> <p><u>(新設)</u></p>